## < 1 開 会>

司会(阿部主幹)

ただ今から、福島県総合計画審議会・第2回総合計画見直し検討部会を開催いたします。

はじめに、福島県企画調整部長よりごあいさつを申し上げます。

## < 2 部長あいさつ>

企画調整部長

本日は、第2回見直し検討部会にご出席をいただきましてありがとうございます。

最近の情勢をちょっとお話し申し上げたいと思いますが、3月の末に「福島復 興再生特別措置法」が制定されて、この法に基づく福島復興再生基本方針の策定 作業が今進んでおります。この「復興再生基本方針」は、内閣総理大臣が、国が 決めるものでございますけれども、その際に福島県知事の意見を聞く、福島県知 事は国に意見を言う前に関係市町村長の意見を聞くという手順を踏むことにな ります。それが法定手続きですけれども、実際には既に事務的に国と県あるいは 市町村からのご意見を伺うという形でいるいるなやりとりを進めております。国 のほうから、4月の終わりですか、たたき台みたいなものが示されました。その 内容を見せていただいて、内容は非常に分厚いものでございましたけれども、ま ず県としてはこういう基本方針のたたき台では市町村あるいは県民の皆さんに 見せられるものではない、もっと内容に厚みのあるもの、当然国の責任も明確に して、そして県民に、特に避難されている方々に温かい目線で貫かれた、そうい うものを出していただかないと困るということで、国とはそれを受けて相当厳し いやりとりを重ねてまいりました。既に新聞等で報道されておりますけれども、 それを踏まえまして、県では急遽、いただいた内容を踏まえて、各部局に下ろし まして、それをまとめて国に対して厳しくお返しをいたしました。復興庁が窓口 ですけれども、復興庁も大変困られたと思います。通常の国のいわゆるこういう 基本方針のルールからすると大いに外れた内容、中身でお返しをいたしましたの で、相当困ったと思いますけれども、ただ、県民の思いをやはり復興基本方針に きちんと国が示す必要があるという考え方の下で、復興基本方針は県民の皆さん が見て、国が福島県の再生・復興に向けてどういう施策をとろうとしているのか が見えていないといけないと考えておりましたので、そういう考え方で国と厳し いやりとりをいたしました。

その結果、今報道されておりますように、私たち非常に厳しいと思っていましたけれども、復興庁も相当頑張っていただいて、各省庁との折衝を踏まえて私どもの意見を相当程度取り入れたたたき台として返ってまいりました。

それに基づいて、まだまだ県としては足りない部分がございますので、県としての考え方、それから市町村にも今ご意見を伺っているところでございますが、 そういうものをまとめてまた国にぶつけていかなければならないと思っておりますけれども、当初からしますと相当、これまでの国のルールにはないような復 興基本方針になるのではないかというふうに期待しております。ただ、まだまだ 前途は厳しいかなと思っております。

国は6月中には復興再生基本方針を閣議決定したいということでございますので、そこに向けまして、今、法定の手続き、パブリックコメントもやるというふうに聞いておりますので、そういう中でさらに国に対して福島県の考え方をぶつけていきたいというふうに考えております。

そういう状況にございます中で、本日の第2回目の検討部会でございますが、 前回ご意見をいただきました本県の特性、時代潮流について、文章化のイメージ をお示ししたいと思います。さらに、同じく前回ご意見をいただきました本県の 課題について、将来の姿と方向性を加えたものをお示ししてご審議をいただきた いと考えております。

総合計画の見直しにあたりましては、原子力災害の対応が大きな部分を占めるということになると思います。しかしながら、それだけではなくて、本県の最上位に位置する総合計画でございますので、長期的な視点に立って計画の見直しを進める必要があると考えております。皆様には、大所高所から福島県全体の方向性についてさまざまなご意見をいただきたいというふうに考えてございます。

簡単ではございますが、冒頭のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろ しくお願いいたします。

#### (資料の確認)

続きまして、配布資料のご確認をお願いしたいと思います。

まず、1枚目が本日の次第、2枚目が出席者名簿、3枚目が席次表でございます。その下に、資料1番といたしまして総合計画見直し検討部会における審議内容についてでございます。資料2が福島県総合計画改定素案(たたき台)に対する意見対応についてでございます。資料3番目が福島県総合計画改定素案第1章たたき台でございます。4番目が福島県総合計画改定素案第2章から第4章の項目たたき台でございます。5番目が福島県総合計画改定素案意識調査項目についてでございます。そして、一番最後に、資料5の別紙といたしまして福島県総合計画改定素案意識調査項目(案)でございます。不足等はございませんでしょうか。

それでは、これ以後につきましては塩谷部会長に議事の進行をお願いしたいと 存じます。

では、部会長、よろしくお願いいたします。

# < 3 議事>

部会長(塩谷委員)

皆さん、こんにちは。今日は3時間の長丁場ということで、途中、雷や雨になるかもしれませんけれども、進めていきたいと思います。

それでは、はじめに「(1)第1回部会における意見等への対応について」、事務局より説明をお願いします。

復興・総合計画課長

復興・総合計画課、松崎と申します。よろしくお願い申し上げます。

それでは、まず資料の1をご覧いただきたいと思います。本日の内容に入る前

- 2 -

司

会

に、まず本日の審議の位置づけと今後の予定のご確認をお願いしたいと思いま す。

縦に時間が入っておりまして、横に今回の計画の章立てがあります。ちょっとおさらいをしますと、24年2月に審議会、2月9日でありましたが、行いまして、諮問をしていただきました。それから、4月24日、4月のところでありますが、見直しの検討部会、第1回目であります。先ほど部長からもありましたように、このとき第1章の特性、時代潮流、それから3章の課題、方向性の項目をご審議いただきました。この後、5月14日に皆様方には警戒区域内の視察をしていただいております。

本日は線で囲ったところ、第2回の見直し検討部会ということで、1章の特性・時代潮流の文章案ということで、計画書の形としてのたたき台をお示しします。それから、第2章の将来の姿、第3章の課題・方向性については項目を出す。併せて、第4章の重点施策については例示ということで、イメージを持っていただくということにしております。この後、6月であります、恐らく中旬ぐらいになるかと思いますけれども、第3回の見直し検討部会では、今日項目を見ていただいた第2章の将来の姿、第3章の課題・方向性について、計画書の形ということで文章案を出すと。それから、第4章の重点施策については項目すべてを出すと。それから、指標について一部出すということにしております。それから7月で大まかにまとめていただいて、8月の検討部会では中間整理案ということで、すべて見ていただくということであります。9月に総合計画審議会、全体の全25名の総合計画審議会でオーソライズをしていただくということに考えております。その後はパブリックコメントなどをしまして、11月ごろまでには改定素案ということでまとめたいという段取りで進めたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは本日の中身でありますが、まず、資料の2であります。資料の2につきましては、前回の委員会で出た意見、会議の後に文書で出していただいた意見とその対応についてまとめたものになります。主なものをご説明したいというふうに思います。

まず2番であります。意見の内容のところでございますが、阪神淡路大震災後の兵庫県の総合計画と復興計画はどういうものだったのか、それから、総合計画改定をしているとすれば、どんな経緯であったのかということを調べてくださいというお話がありまして、これにつきましては、結論からいきますと兵庫県では総合計画の見直しは実施しませんでした。兵庫県では当時、昭和61年から平成12年、15年間の総合計画を持っておりました。阪神淡路大震災は平成7年でありますので、残り5年というところで大震災になったということでありましたが、先ほど言いましたように見直しは実施しませんで、兵庫県内の10市10町を対象地域とする復興計画を策定して、10市10町で全部ではないので、そこの復興計画と、県全域の総合計画と、その当時は二本立てでいったということであります。それから、神戸市もちょっと調べてみましたけれども、神戸市はちょうど市の基本計画の策定時期にあたっていたということもありましたので、復興に向

けということも踏まえた基本計画を策定したということで、基本計画、総合計画、 合わせたものを1つ持っていたというようなことであります。2番については以 上であります。

それから、続いて2ページ目をお願いして、5、6、7のところでありますけれども、福島の特性ということで「多極分散型になっている本県は」というところでありますが、地域間の連携について意見をいただいております。まず、5のところでは、連携は道路だけではないというお話、6では、横の連携が本県の弱点だったというお話、それから、連携については保健や医療などソフト面も大切だという意見をいただいておりまして、これは後で第1章の文章化のところで、資料3のほうで見ていただきたいと思いますけれども、連携軸についてはハードだけではなくソフトも含むものとして盛り込んでおります。

続いて3ページをお願いしたいと思いますが、15、16 あたりでありますが、経済のグローバル化に関して、世界経済の一体化や多極化しているというところで、グローバル化が及ぼす影響があるというお話がありました。それに関しまして、この後、見ていただきますけれども、地域経済の衰退にもつながったであるとか、その反面として、今後地域内の経済循環なども重要だというようなところを入れ込んであります。後で確認をしていただきたいと思います。

それから 18 番、福島県では再生可能エネルギーを推進すると復興計画の中でもうたっているけれども、その中でも特に地熱発電はどういうスタンスで臨むのかということであります。右側の真ん中ぐらいのところですが、県全体としては地熱発電推進の方向ということにしていきたいと考えておりますが、個別の事業については、当然のことながら地元の意見を十分踏まえて進めていくというふうに考えているところであります。

それから 19 番、現代社会だからこそ災害によって大きな被害が生じたのではないかということで、これも後で見ていただきますけれども、都市部については特にいろいろなものが集中した結果、自然災害に対する脆弱性が高まったのではないかということを入れております。

それから5ページ、24番のところでありますけれども、県の役割だとか存在意義について、この計画の中で少し明確にしたらどうかということがあります。対応のほうでありますけれども、地方公共団体間の連携だとか支援だとかが必要になっているということで、県としては、今回の震災からの復興・再生に向けて広域的な役割、市町村側を調整する役割、それから補完する役割などをして、市町村などの活動を支える役割を担っていくというようなことで整理をしたところであります。

それから7ページの33番、災害がれきの処理、それから9ページになりますが、44番のところで、原子力災害についての賠償についてどういうふうにするのかということであります。両方とも同じなのですけれども、原子力災害からの復旧・復興に関しましては、総合計画では総論、復興計画では各論という位置づけにしたいと思っております。復興計画にも災害がれきだとか賠償問題について触れておりますので、細かい内容、細部については、そちらの計画のほうに委ねた

いと思っているところであります。

最後のページ、10 ページのほうになりますけれども、50 番のところで、避難 先において被災者の死亡が相次いでいると。今日の新聞でも自殺の方もいらっし ゃるようなことも出ていましたので、本県特有の課題として整理するということ であります。これについては、後でも見てもらいますけれども、被災者同士のつ ながりの希薄化・孤立化が進行しているということを課題として整理させていた だきたいと思っております。

以上のようにさまざまなご意見をいただきました。意見をそのまま反映したものもありますし、次回以降に審議いただく重点的な取り組みのほうで整理していきたいと考えているものもありますのでご了解をお願いしたいなと思います。

もう1点、表の中に記載はありませんけれども、前回の委員会の中で、見直しの進め方としての意見をいただいております。内容は何かといいますと、この部会と県議会の意見調整をすべきではないかという意見をいただいております。これに関しましては、この総合計画審議会だけではなく、いわゆる県で持っている審議会というものの位置づけとして、これは知事の附属機関ということで、地方自治法上の執行機関というふうに位置づけられております。この総合計画審議会については、執行機関として知事が計画案を策定するために意見を聞く場というように位置づけられるものだと思っております。それから、議会に関しましては、知事の提出した案を意志決定する場、地方自治法上は議決機関となりますけれども、そういうことで、お互いに役割が異なるということで、事前に意見を調整するのは、それぞれの役割をあいまいなものにしてしまうのではないかと思っております。これに関しましては、役割をはっきりさせる趣旨ということで、平成14年以降、県議会の議員はそれぞれの審議会の委員に就任しないということを原則にしておりますので、今回については、審議会としては議会との意見調整はしないということにさせていただきたいと考えているところであります。

説明は以上であります。よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

最初に全体のスケジュールと今回の位置づけ、それから、前回出されたご意見と、それに対する対応ということで、ポイントをかいつまんでお話しいただきました。対応の中の一部修正しますというところについては、この後、第1章の説明の中で詳しくしていただくということで、それ以外のものについては、例えば参考意見ということで、第4章以降にそういう対応策が示されるということです。

今の事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。 なかなか一つずつ確定させていくというわけにはいきませんので、今後進めながら、また必要に応じて戻って、修正をする場合は修正をするという形で進めさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、「(2)第1章(ふくしまの特性と時代潮流)について」、事務局より説明願います。

復興・総合計画課長

それでは、資料3でご説明をさせていただきます。これが、先ほど申し上げま

部会長

した第1章を文章化した計画書、これから修正が当然ありますけれども、これが 計画書になるイメージのものであります。時間が本日限られておりますし、皆さ んに事前に配布していたということもありますので、意見を踏まえて今回追加修 正したところを中心にご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、2ページ目からが「ふくしまの歴史」ということになりますけれども、これは歴史でありますので、基本的に現計画と同じでありますので、中身については省略をさせていただきたいと思いますが、5ページをご覧いただきたいと思います。現計画につけ加えたところでありまして、11 行目のところから今回の大震災のところを加えておりまして、浜通り地方を中心に甚大な被害、それから原子力災害によって 16 万人以上の方が避難生活を余儀なくされているということで、本県は県づくりのあり方を見直す歴史上の転換点に立っているということをつけ加えているところであります。

それから、6ページ目からが「ふくしまの特性」のところであります。意見をいただいたところを中心にお話をいたします。7ページ、「多極分散型の県土構造」のところ、先ほども申し上げました連携のところでありまして、東日本大震災の発生によりまして、南北方向、東西方向、それぞれの連携軸は、交通、情報通信、医療・福祉などさまざまな分野において、さらなる整備の必要性が明らかになったということを課題にしているところであります。

それから、しばらく飛びますけれども、12ページのところをお願いします。「ゆとりある生活環境と温かな県民性」のところであります。 9 行目でありますけれども、若い世代を中心に頑張っているようなところがあるという意見をいただいておりまして、若い世代を中心に、本県の復興に貢献しようとする動きが見られる、それから、一方で、生活環境の再生が全県的な課題となっている、というところをつけ加えているということであります。以上が特性のところです。

14ページ目からが「時代潮流」で、最近の社会経済情勢というところであります。16ページをお願いしたします。先ほども少しお話ししましたが、「世界経済の一体化・多極化」のところであります。8行目のところからでありますけれども、グローバル化の問題ということで、例えばタイの自動車部品が洪水によって停止されると、日本の自動車の組み立てが停止するというような事例もありましたので、そういうことを生産工程の国際分業が標準化しており、一つの生産拠点で発生した不具合が国内外のサプライチェーンに影響を与えるようになっているというようなことを入れております。

それから 17 ページ、同じような話でありますけれども、4行目であります。 グローバル資本主義の進行による地域経済の衰退を背景として、地域内経済循環 や公正取引を重視するような動きが今後進んでいく可能性もあるということで あります。

続いて、少し飛びますけれども、20 ページ、「自然災害、原子力災害に対する 関心の高まり」というところの7行目であります。現代社会だからこそ被害が大 きくなったというような意見の中で、都市部では、人口、資産、交通などが集中 した結果、自然災害に対する脆弱性が高まっているというところを入れておりま す。

25 ページになります。ライフスタイルの変化というところでいただいた意見の中で、消費生活にも効率性とスピードを求める傾向が大きくなっているということに対して、一方で、大量生産、大量消費に対抗するような考え方でありますけれども、スローライフなど生活にゆとりを求める人も増加していくと考えられるというようなことを入れております。

最後のページになりますけれども、「分権型社会への移行」ということで、県の役割を明確にということで、16 行目から、本県では、東日本大震災の対応などのため、地方公共団体間の連携や支援が必要となっている、県としては、21 行目になりますが、復興・再生に向けて、広域的な役割、市町村間を調整する役割、市町村を補完する役割など、市町村などの活動を支える役割を担っていくというようなことを入れていくということであります。

説明は以上であります。よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

前回、項目であったものを文章化し、さらに出されたご意見を反映したところが下線部で示されたということです。

追加でご説明をお願いしたいのは、前回は図表が入っていなかったと思うのですけれども、現行計画と大きく変えたようなところがあったら簡単に教えてください。

復興・総合計画課長

部会長

特に大きく変わったというところは、歴史のところも多少変えてありますけれども、少し見やすくということで図表などを入れておりますが、地図のところはそれほど、見ていただければわかるかと思いますが、10ページの県内総生産の内訳などというのは、上に数字は書いてありますけれども、図表で見やすくしたということがあります。16ページなども、世界各国の状況などを入れていたというようなこと、それから 18ページでは世界のエネルギー需要を入れました。それから、21ページで今までの我が国の大規模災害などを入れたということです。それから、22ページでも情報化時代の進展にあわせて、具体的に見えるような項目を出したというようなところ、それぞれ少しずつ変わっていますけれども、文章の表現が図表でわかるようなグラフなり地図なりを入れたということであります。

以上であります。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局の説明につきまして、ご質問、ご意見などありましたらよろしくお願いします。

2点ほどお聞きしたいのですけれども、文章の構成というのでしょうか、一つは、2ページの12行目から13行目の「一方で、江戸時代から」というところです。この文章が、前段の文章を読んで、31行からの後段に読み進めた場合に、ここだけがちょっと違和感といいましょうか、もう少しうまく入れ込んだほうがいいのではないかなと思います。ここで、「食料問題の解決は、戦後の高度経済成長期まで待たなければなりません」ということが入っていますけれども、これは

部会長

長澤委員

江戸時代から非常に飢饉等々があったわけですので、「高度成長期まで待たなければ」という文言を入れなくて、前段と「幕末の動乱期において」というところでつなげていくというような、もう少し書き方があるのではないかなと思います。

次に3ページもなのですけれども、6行目と、7行目、これはこの間の意見が 出てここに挿入したということですけれども、これもちょっと全体と8行目から の下からの流れで読ませていただきますと、ここもいかにもつけ足したという か、挿入したという、ちょっとそういうような印象を受けてしまいました。

それと、もう一つなのですけれども、5ページまでの中で、「一方で」という言葉です。前のいきいき総合プランも「一方で」と言葉の使い方が多いのには気づいておりましたが、ここで、「一方で」というのが5ページまでに5つ使っているのです。なるほど、一方でというのは、前の文章の流れをそこで問題提起として使われているという認識は持つのですけれども、やはり読んでいて、この「一方で」というのをもう少し違う言葉でつないでいくという、これは文章の構成だと思うのですけれども、そういうのも必要かなと思ったのです。読んでいてちょっと気になりました。

それと、申し訳ないのですけれども、4ページの 15、16 行のところなのですけれども、「原子力発電所では」と書いてあります。「トラブルが発生し、県民の不信感が高まりました」のこの文章が追加されておりますが、当初からこれはあったのかどうか、それは、行政のほうで問題意識があってここに書いたのかどうか、ちょっとその辺もお聞きしたいと思っております。

いくつか述べてしまったのですけれども、よろしくお願いいたします。

前後のつながりということが2カ所と、接続詞の問題、最後に、4ページの15、16 行目ですが、「高まりました」とありますので、当初からそういう心配があったのかということ、3点について。

まず、前後のつながりですが、そういうご指摘をいただきましたので、改めて検討させていただきたいと思います。接続詞の「一方で」が使い過ぎだというお話なので、そこも違う言葉に置き換えるなり、「一方で」を使わずにつなげるなり、その辺も考えさせていただきたいと思います。

それから、4ページ目の最後のところでありますけれども、質問の趣旨がちょっとわからなかったのですけれども、これは何を意味しているかというと、平成14年だったかと思いますけれども、いろいろな事故が起きまして、福島県でもその事故について問題意識を持って東電のほうに申し入れたりした、その事実をここに入れたということであります。今回入れたというか、今回の見直しに合わせて入れたということであります。この書き方だと、私が言った説明ではなくて、運転が始まった昭和40何年から事故がいっぱいあったというような書き方になっているので、これは考えてみたいと思います。

1 点目、2 点目は引き取っていただくということで、3 点目についてはよろしいですか。

今のお話ですと、書き方を考えるというお話でしたので、誤解のないようにこ

部会長

復興・総合計画課長

部会長

長澤委員

こは書いていただきたいと思います。「県民の不信感が高まりました」となっていますけれども、当時このころは、まだ情報の開示、それから情報が原発地域住民には行っておりません。そういう実態の下に今日まで来たわけですので、その辺は十分認識していただいて書いていただきたいと思います。

部会長

文章だけだと、当時というのが、いつの時点を指しているのかがはっきりしていないということですね。そのあたりは誤解のないようにということで、よろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

早矢仕委員

7ページなのですが、資料のほうを見せていただいて、「七つの生活圏」というところがあるのですけれども、いろいろな意味で相双地区といわき地区と、この資料では実線でつながっているのですが、今後これがどのようにうまくつながるのか。現在、私はいわきのほうに避難しているのですが、この相双地域とのアクセスはいろいろな意味で、手段がとても不自由しておりますが、今後ここはどういうふうになるのか、ちょっとお聞きしたいのですが、これは実線ではなく、現在、点線ではないかと思ったのですが、いかがでしょうか。

部会長

事務局、お願いします。

復興・総合計画課長

相双といわきの具体的なつながりということでありますけれども、当然、国道6号だとか、常磐自動車道だとか、JR常磐線だとかというのが重要になるかと思っております。おっしゃるとおり、今現在はそれが、国道6号は当然通っているかとは思いますが、いずれにせよ警戒区域になっていて通れないというようなことになっていますので、その辺は今後、総合計画の中でも、常磐線なり高速道路なり、各種道路なりの整備というのは当然ここに入っていくかと思いますけれども、そういうことを今後、今言ったJR常磐線だとか高速道路だとか、そういうものの開通といいますか、整備というのですか、そういうものを目指していくということは間違いないと思っております。

企画調整部長

そうではなくて、これは今の姿を表すのであれば、ここは実線でつなげられる のかということではないですか。

復興・総合計画課長

それはおっしゃるとおりだと思います。ご意見を踏まえまして、地図の形については、表現の仕方は検討していきたいと思っております。

部会長

早矢仕委員のご意見としては、この図は現状を表したほうがよろしいということですか。それとも、今後こうあるべきというか、理念としてはこれでよろしいと。

早矢仕委員

どちらでもいいかと思うのですけれども、この線に対しての文章としては不足ですよね。現在はどうなのかということがない。今後、先行きのことも示されていないので、その辺の書き方の問題なのでしょうけれども、どっちか明記しておいたほうがいいかと思います。

部会長

震災でどういう影響を受けて、しかし、県として目指すべき方向でという書き 方にしていただければということですね。

鈴木委員

今の7ページの絵柄ですが、僕はこれは福島県があるべき姿として七つの生活 圏がそれぞれ連携してやっていくのだということを示しているという意味では、 これでいいのだと思います。今が異常な姿なので、それをどうやったら復旧できるかという課題を抱えているということで、七つの生活圏がそれぞれ連携をしていくというのはずっとこれからも追求していく課題だなと思うので、あるべき姿として描くということでは、これはこれでいいのかなと思います。

上のほうに追加した文章があるのですけれども、私はこの中に書き込んでほしいなと思うのは、震災の発生でいるいろな分野においてと書かれていて、これを見ると僕などは、これはどこ、これはどことすぐに受けとめられてしまうと困るのは、やっぱりこういう緊急時のときの対応をどうするか、リスクマネジメントをどうするかということについての、そういう対応もすごく大きな課題であるということを文章として書くべきだと思います。緊急時対応のときの七つの生活圏、もっと具体的にいうと振興局同士でどういう連携がとれるのかというような包括的な意味での、課題の個別性だけではなくて、包括的な意味での連携をきちっと重視してほしいなと、この文言をどこかで入れるべきではないかなと思います。

部会長

復興・総合計画課長

鈴木委員

ただ今の意見についてはいかがでしょうか。

ここは「ふくしまの特性」というところなので、課題を書くところではないのですけれども、おっしゃるとおり緊急時の対応も重要だということを何かのところで表現をさせていただきたいと思っております。ここに書くのか、それとも後ろの課題のところに書くのか、いずれにせよ、書く場所は検討させていただきたいと思いますけれども、緊急時のときにこそ連携が必要なのだという意味合いのご発言だと思いますので、その辺の表現を加えさせていただきたいと思います。

ついでにいいですか。別のところなのですけれども、グローバル化のことが書かれておりました。産業のグローバル化について、16ページですね。8行目のところ、気になったのは、「生産工程の国際分業が標準化」と書いてありますけれども、これはかなりはっきりした文言を使っています。私は、国際分業が非常に大きな潮流になっているという書き方はできたとしても、標準化という書き方は適切なのだろうか。国内の中ではまだまだ国際化ではないような産業というものは大いにあり得るわけで、しかし、TPPなどはこうなるのかもしれないけれども、標準化というのは行き過ぎのように思いました。この点はちょっと検討していただけないだろうかということです。

それから、12ページのところに戻りますが、この中に、復興過程の中で「若い世代を中心に」ということが書かれている。それから、その次に「生活環境の再生」が書かれている。要するに、ここを読んで総合計画として県民の多くの方々が理解しようとすると、ここの中身についての意味がちょっとまだよく伝わらない。若い世代を中心にどういう貢献をしようとしているのかとか、生活環境の再生というのは何を意味しているのか、この文章自体が、あるいは総合計画自体が、次の世代に伝える文章になりますので、もうちょっと伝えるべき内容を示してほしいなというのが僕が感じたところです。

それから、26 ページ、最後のところ、16 行目のところに、県にしては珍しいなと思うのですけれども、ここに「地方公共団体間」という言葉を使っています。

これは国がよく使うことは見ているのですけれども、県でもこういう使い方をするのかなと。というのは、21 行目からの「市町村間」とか「県との連携」とか、いろいろなことの表現があります。この「地方公共団体間の連携」ということに託している意味がちょっとよくわからないのですけれども。

以上です。

部会長

3点。標準化については適切な表現に改めたほうがよいのではないかというご意見です。それから、12ページのところについては、伝えるべき内容がわかるような形で書いていただきたい。最後の 26ページのところはご質問だと思いますけれども、具体的に市町村ではなくて、地方公共団体間の連携支援ということで、何を意味しているのかというご質問ですが。

復興・総合計画課長

前半の2つの話については検討させていただきたいと思います。標準化が強す ぎるということであります。また、12ページについてはもう少し具体的にという ことでありますので、ここはわかりました。

最後のところ、「地方公共団体間」、県と市町村というものもあり、市町村同士というものもありますし、それを一つの言葉で言い表したということでありますので、県と市町村、市町村間、市町村同士ということもあるので、それを一つで「地方公共団体間」というふうに表したということであります。もう少しわかりやすく書いたほうがいいというのであれば、そこは検討させていただきたいと思います。

部会長

復興・総合計画課長

鈴木委員

これは他県との関係も含んでいるのでしょうか。

当然そういう関係もあります。

地方自治法というものがあって、その中では地方自治体とかそういう表現は使っていませんけれども、我々は県民が理解する上で、市町村に所属している住民が理解する上で、地方公共団体というのは私は国の見方だと思います。上から目線です。私たちは県の立場で考えるときは、横のつながり、上下ではない県と市町村との連携、そういう姿勢を貫いた表現にすべきではないかと私は思います。

何か具体的に表現を。

部会長 鈴木委員

先ほど私が言いましたように、例えば、都道府県間の連携、あるいは県と市町村との連携、市町村間の連携、それはそれぞれ示してしまえば済む話ではないかと思うのですが、どうでしょう。

部会長

具体的に表記したほうがよろしいのではないかということなので、それは引き 取っていきたいと思います。

ほかのご意見はいかがでしょうか。

長澤委員

5ページに戻らせていただきまして、11 行から 13 行目のところなのですけれども、東日本大震災、3・1 1 ですが、その文章が3 行でここに書き込まれておりますが、私はこれはもう少し明確に書いたほうがよろしいかなと思います。例えば、「3月に」ではなく、3月 11 日ですから、「3月 11 日に発生した東日本大震災により」、その次ですが、「浜通り地方を」、千年に一度といわれる災害なのです、これは。被害ではなく災害が生じました。また、これは原子力事故の人災なのです、原子力災害ではなくて、「原子力事故の人災」により、「16 万人以上の

県民が避難生活を余儀なくされました」ではないのです。「されています」なのです。今現在進行形です。ここのところ、やはり災害と人災、これをきちんと明確に入れていただきたいと思います。それが1点です。

それから、15ページですけれども、9行目から12行目です。このところなのですけれども、「そのため、ロボット技術の活用や外国人の受け入れなど、人口減少・高齢化の影響を軽減するための仕組みづくり」と、ここを入れ込んでしまっていいのかどうか、私は非常に疑問に思いました。もう少しこれはやはり、そういうロボット技術、外国人の受け入れというように、安易にここに書き込む以前に、やはり人口減少・高齢化に対する福島県独自の私は施策があってしかるべきだと思いますので、この辺も検討していただいて、もっと違う方法を取り入れるという事業が必要かなと思っております。

それと、19ページです。今後の展望のところですけれども、7行目からです。「食料生産の面では」云々と書いてあります。これは、前の総合プランを読ませていただきますと、食料自給率を高めるためにというような方策、展望と、それに対する課題が載っていたのです。それを私は読ませていただきまして、やはり、今この現代社会、それから世界のいろいろな状況の中で、やはり食料自給率を高めるというような政策を、国ばかりでなくて福島県は特にやるべきではないかなと思っておりますので、それも入れ込んでいただきたいなと思っております。

それと、申し訳ないですが、20 ページです。一番下の3行目、26、27、28 行です。ここのところの文章ですけれども、「県民は放射線被ばくの不安を抱えながら日常生活を過ごしています」ということになっておりますが、非常に深刻な日常生活の中に我々は落とされておりますので、これをやはり、放射線被ばくの不安を抱え、これまでに考えられなかった放射能に対する情報学習が日常生活に入り込んでいるといいましょうか、それが日常生活になっていますとか、やはり、ここのところはもっと切り込んでいただきたいなと思っております。文章としてです。

以上です。

部会長

文言を含めて書くべきだというお話と、それから、災害という言葉を使うと人為的なものであるというニュアンスが伝わらないというご趣旨だったのではないかと思います。それから、15ページと19ページですが、人口減少・高齢化に対する対策と、食料不足の対策については、県独自の対策を入れてほしいと。20ページの一番最後のところに関しては、放射能学習が日常生活に入り込んでいるような、そういった深刻さというか、そういったものも伝わるような形で表現していただきたいという、都合4カ所ですけれども、今回答できるものがあれば。

箇所からいうと4カ所という形になりましたけれども、最初の5ページのとこ

ろについては、記述的に加えてもう少し訴える、例えば千年に一度というような

復興・総合計画課長

いずれも持ち帰って検討させていただきたいと思います。ただ、5ページのところで、「人災」という言葉をいただきました。人災という言葉そのものを使えるかどうかはここではお答えできませんけれども、いずれにしろ、深刻なところは深刻なように入れてほしいということだと思いますので、その辺、表現は検討

させていただきたいと思います。それから、自給率にしろ、人口減に対する対策 にしろ、例示についてもう少し考えてほしいというお話でありますので、その辺 も持ち帰って検討させていただきたいと思います。

部会長

これは前回と同じように、ここで出していただく以外に、文書等でご意見をいただいて、また、事務局のほうからそれに対する対応策ということでまとめていただくという形で進むと思いますので。

企画調整部長

「人災」という言葉は、県の復興ビジョン、復興計画でも使っていないのです。 使い方としては、原子力事故に伴う被害とか、その事故が、今日も国会の調査委 員会がありますけれども、国の調査委員会もありますし、そういうものの中で、 今、長澤委員がおっしゃたような人災といえるものなのか、事故にも故意とか過 失とかいろいろあると思います。そういうものがまだきちんとされていない段階 で、人災という言葉をそのまま直接的に使うのは現実には難しいと思いますの で、今までのビジョンなり復興計画なりを踏まえて表現を考えさせていただきた いと思います。

橘委員

20ページの「自然災害、原子力災害」の今のところなのですけれども、今後の展望のところに、「今回の自然災害、原子力事故に対するこれらの対応を記録し、このような災害が将来また起こったときのために、同じような災害に対する被害を最小限に食いとめられるよう、情報を保存し、開示し、後世に引き継いでいくことが求められます」ですとか、そういった、後世に同じような災害が起きたときのために今の取り組みを伝えていきますといったようなところが足りないかなという気がいたしました。

部会長

まだ文案はどんどん修正が可能だと思いますので、よろしければ口頭でおっしゃった文案を提出していただければ参考になるかと思います。

ほかにいかがでしょうか。

長澤委員

間違っているのかわかりませんけれども、25 ページの3行目なのですけれども、「核家族から単独世帯」となっておりますが、これでいいのか、単身世帯なのか、ここはどちらなのでしょうか。私は単身世帯かと思ったのですけれども。単独世帯という言い方があるのかどうかお聞きしたいのですけれども。

部会長

下のほうのグラフにも単独ということが入っていますが。

復興・総合計画課長

単独世帯というのは、統計上そういう言葉が使われているということで、ここに使っているということであります。単身世帯でも、それは言葉としては通じるかもしれませんけれども、統計上、単独世帯という使い方がされているので、ここに使ったということで、もし、単身世帯のほうがいいのであれば。 その出どころまではあれですけれども、なお確認をしてみます。

部会長

では、用語については確認をしていただくということで、今日はメーンが次ですので、先に進めさせていただきまして、これも、先ほど申し上げましたように、さらにお気づきの点がありましたらよろしくお願いしたいと思います。

それでは恐れ入りますけれども、今度は資料4のほうに移らせていただきたいと思います。「(3)第2章~第4章(ふくしまのめざす将来の姿・ふくしまの基本方向・政策分野別の重点施策)について」、事務局より説明をお願いします。

復興・総合計画課長

それでは引き続き説明をさせていただきます。資料4になりますが、2章、3章、4章の項目を一覧表にしたものであります。前回、「人と地域」「活力」「安全と安心」「思いやり」、この4つの柱ごとに、合計22の政策分野を設定いたしました。「人と地域」で6個、「活力」で6個、「安全・安心」で6個、「思いやり」で4個について、そういう政策分野ごとの課題ということでご説明をしました。

今回は、それぞれにつながる「めざす将来の姿」と「取組の方向性」をつけ加えて、さらに、一番右側でありますけれども、「政策分野別の重点施策」を例として掲げたというようなつくりになっております。

それでは、まず「人と地域」のところからいきたいと思いますが、「人と地域」では、今ほど言いましたように6項目ありました。課題のところを見ていただきたいと思いますが、まず、「人と地域」の1つ目が、結婚、出産、子育てのところです。これを課題として出しまして、めざす将来の姿としては、結婚が増加する、出産できる環境が整備される、子育ての負担軽減が図られる、結果として、子どもの笑顔と活気に満ちた地域社会となっているということが将来の姿です。それに対して、今後の取組の方向性としては、結婚を支援していく、安心して出産できる環境づくり、安心して子育てができる環境づくりというような方向性でいきたいと。これにぶら下がる重点施策の例としては、男女の出会いに関する取組、結婚の支援に関する取組、不妊治療に関する取組、各種の相談体制、保育サービスに関する取組、それから子どもを放射線から守ることに関する取組、こういうものが考えられるのではないかということであります。

「人と地域」の2つ目、ここは教育のところでありますが、こころ豊かでたくましい人として子どもが成長していくというような将来の姿。これに対する取組の方向性としては、知・徳・体のバランスよい育成と生き抜く力をはぐくむ教育、学校、家庭、地域が一体となった地域全体での教育、それから、安全・安心で質の高い教育環境の実現という方向が考えられる。これにつながる重点施策としては、学力向上、道徳教育、体力向上、理数教育など東日本大震災を踏まえた教育、そして、家庭教育、教員の資質向上、施設整備、防災教育、それから、被災地域学校への支援、こういうものが考えられると考えております。

2ページにいっていただきまして、「人と地域」の3つ目が文化・スポーツ、人々の活躍の場づくりということであります。めざす将来の姿としては、文化・芸術・スポーツ活動が活性化している、若者・高齢者が主役として活躍する、人生を楽しみ、生活に幸福を実感できる社会となっているというようなことが挙げられると。取組の方向性としては、文化、スポーツの振興、若年層の活躍の場、高齢者の活躍の場、あわせて生涯学習の場、こういうものが取組の方向性として考えられると。それから、政策分野ごとの重点施策としては、県民の文化活動に関する取組、県民のスポーツ活動に関する取組、若者の社会参画に関する取組、高齢者の社会参画に関する取組、県民の生涯学習に関する取組、こういうものが挙げられるのではないかということでございます。

「人と地域」4つ目がまちづくり、いわゆる地域づくりのところでありますが、 めざす将来の姿としては、中心都市が広域的な経済活動の場になる、中心市街地 の活性化、地域住民の地域づくりへの取組の活発化というようなことが考えられるのではないか。取組の方向性としては、都市、農山漁村の魅力向上、それから、中心市街地の活性化、NPO法人だとかボランティア活動などの支援、こういうものが取組の方向性ではないか。それにプラスされる重点施策としては、中心都市の都市機能強化、文化・スポーツを活かしたまちづくり、公共交通に関する取組、それから、中心市街地の活性化、災害に強いまちづくり、そして、地域づくり活動支援、ボランティア活動に関する支援などが考えられると。

続いて、「人と地域」の5つ目、過疎・中山間地域の振興ということで、めざす将来の姿としては、地域資源を活用した産業振興、都市部と農村部の交流人口が増加。取組の方向性としては、過疎・中山間地域の活性化、同じく過疎・中山間地域の生活基盤の改善、それから、只見川電源流域の振興などが挙げられるかと思います。政策分野別の重点施策としては、働く場と収入の確保、都市部との交流、医療・福祉の確保、それから交通・買い物機能の確保、産業観光に関する取組、こういうものが挙げられると。

「人と地域」の6つ目、特に今回ここに入れたものでありますが、避難地域の再生、原子力災害で避難している地域の再生ということであります。これについての将来の姿としては、放射性物質の除去、安全で安心に暮らせる社会の実現、それから、原子力に依存しない産業の集積。取組の方向性としては、道路、医療、福祉などの社会基盤の再整備、原子力に依存しない新しい産業の育成、故郷への帰還というものが挙げられるかなというふうに思っております。

4ページ、ここから「活力」の分野になります。「活力」でも6項目になります。

まず1つ目、産業全般、ここは商工業に関するところであります。めざす将来の姿としては、本県を中心とした経済圏域の形成、県内企業の付加価値・競争力の向上、それから、国内外から県内への投資の加速というものがめざす将来の姿として挙げられると。取組の方向性としては、層の厚い産業の集積、県内企業の競争力と収益力の強化、サービス産業の強化、ブランド力の向上、起業に対する支援というものが方向性として挙げられると思います。それにつながる重点施策としては、例えば県内企業の事業展開に関する取組であるとか、企業誘致、特に本社機能の誘致、新産業を通じた雇用の創出、次に、県内企業の技術力向上、経営革新、商業・IT産業の育成、流通網の整備、販路拡大、放射性物質の検査態勢、それから、インキュベート施設に関する取組などが挙げられるかなというふうに思っております。

「活力」の2つ目、農林水産業の振興といいますか再生ということでありますが、まず1つ目が、原子力災害からの復活と再生、次に、国内外の食料需要・資源需要を福島県が支えるということ、それから、効率的で安定的な農林水産業ということが挙げられると。これについて取組の方向性としては、経営力向上・担い手の育成、新しい品種や技術などの開発、販路の拡大、他産業と融合、被災した農林漁業者の再建、それから、安全性確保・風評被害払拭に向けたPR対策、こういうものが方向性として挙げられると。それにつながる重点施策としては、

民間企業の参入、就業環境の改善、続いて6次化、地産地消、農林地の除染、漁業再開の取組、それから農林水産物の安全性確保、風評被害の払拭、こういうものが挙げられるなと。

5ページでありますが、「活力」の3つ目、これも今回の総合計画では新しく取り入れたものでありまして、再生可能エネルギーであります。再生可能エネルギーの研究・実用化の進展、関連産業の集積、これがめざす将来です。取組の方向性としては、再生可能エネルギーそのものの導入推進、研究拠点及び関連産業の誘致、それから一方で省エネルギーの取組み、最後に再生可能エネルギーに関する教育や啓発の推進、こういうものを方向性として打ち出すと。そして、重点施策としては、再生可能エネルギーの発電所の整備、研究機関の誘致、関連企業の誘致、県内企業の再生可能エネルギー部門への参入、それから自家発電・蓄電池の導入、電力不足に対する協力体制などが挙げられるということであります。

「活力」の4つ目が人材の育成のところでありまして、めざす将来の姿としては、能力の高い人材の育成、ライフスタイルに合わせた働き方の浸透、こういうものが考えられると。取組の方向性としては、雇用環境・労働環境の改善、若者にとって魅力的な雇用、能力開発を促進する取組み、こういうものが挙げられるのではないか。政策分野別の重点施策としては、正規雇用の増加、非正規雇用の待遇改善、それから県内への就職誘導、それぞれの能力開発・技術向上、こういうものが考えられると。

続いて6ページをお願いいたします。「活力」の5つ目、観光・交流の面でありまして、めざす将来の姿としては、国内外から多数の観光客が来訪する、国境を越えた人と人のネットワークが拡大している、こういうことが進展しているということです。取組の方向性としては、国内観光、国際観光の推進、それから、定住・二地域居住などによる国内交流、国際交流、こういうものです。それにつながる重点施策としては、着地型観光、海外向け観光PR、風評被害の払拭、それから外国人観光客誘致、定住・二地域居住、国際会議・イベントなどの誘致というようなことが挙げられます。

それから、「活力」の6つ目、交通基盤・情報通信基盤、いわゆるハードのところであります。東北圏、首都圏などとの経済交流が拡大、福島空港、相馬港、小名浜港を拠点とした物流などの拡大というものがあるのかなと。取組の方向性としては、高速交通ネットワーク、それ以外の主要な道路、それから空港・港湾の整備、情報通信基盤の整備、鉄道の復旧と基盤強化、こういうものが挙げられるということになります。重点施策の例としては、高速道路の整備、生活圏・市町村間の道路の整備、空港・小名浜港・相馬港の整備、そして、災害に強い情報通信基盤の整備、」R線の復旧、さらには高速化などが挙げられるのではないかと。

続いて、「安全・安心」のところであります。ここも6項目あります。まず1つ目、健康づくり・健康管理の面であります。めざす将来の姿としては、健康づくりや介護予防の取組の浸透、健康寿命の延伸、それから、県民が原子力災害の不安から解放されていること。方向性としては、疾病予防と生涯を通じた健康づ

くり、高齢者の介護予防、感染症の予防、それから原子力災害に対する県民の健康管理、こういうものになるのではないか。それにつながる重点施策の例としては、がん検診・特定検診に関する取組、介護予防、感染症予防対策、健康管理調査などが挙げられると。

2つ目、医療の面でありますが、めざす将来の姿では、県内全域で医療の提供体制が確保、それから医療・創薬分野の開発研究拠点として発展しているというようなこと。方向性としては、医療提供体制の充実、医療スタッフの確保、医療の質の向上、特に浜通り地方の医療提供体制の再構築、それから放射線医学に関する研究・診療機能の強化など。これにつながる重点施策としては、小児・周産期医療に関する取組、医師の確保・看護師の確保、医療提供体制の再構築、医療拠点の整備、こういうものが挙げられると。

続いて、「安全・安心」の3つ目でありまして、これは福祉のところであります。県内全域で介護サービス・福祉サービスの提供体制が確保、障がい者が能力を発揮できる社会となっているというようなこと。これの取組の方向性としては、高齢者福祉サービス、障がい者の自立支援、介護者の負担軽減、こういう方向性です。重点施策の例としては、介護施設の整備、介護人材の確保、障がい者雇用、介護福祉機器の活用や相談体制の整備、こういうものが考えられると。

「安全・安心」の4つ目、日常生活の安全と安心ということでは、防犯対策、 食品の安全対策などが適切に行われているというような将来の姿。方向性として は、地域社会全体での防犯、消防、交通安全、それから、安全な食品の流通、情 報でのセキュリティ対策、さらには消費者の啓発活動の強化というようなこと。 それにぶら下がる重点施策としては、地域社会全体での防犯に関する取組、交通 安全に関する取組だとか、放射性物質検査体制の取組、情報のところではサイバ ー攻撃や不正アクセス対策に関する取組、消費者の啓発では悪質商法対策、こう いうものが挙げられると。

「安全・安心」の5つ目、これも今回の見直しでつけ加えた項目でありまして、原子力災害対策です。原子力災害が収束している、それから放射線から安全な地域となること、風評が払拭されている、こういう将来の姿をめざすと。取組の方向性としては、生活再建・事業再開、除染、正確な情報の発信、それから復興のための研究開発拠点整備、緊急事態に対する備えというようなことが考えられると。これについての重点施策としては、除染、廃棄物処理、モニタリングや情報発信、それから緊急時の避難体制に関する取組、こういうものが挙げられるということであります。

「安全・安心」の最後でありますが、大規模災害対策・危機管理体制、ここは原子力災害以外の大規模災害対策の危機管理体制ということでありますが、めざす将来の姿としては、防災・減災機能の強化、訓練だとか情報インフラの整備です。取組の方向性としては、防災・減災対策の強化、大規模災害対策の強化、それから非常時における代替手段、危機管理体制の強化、社会基盤の維持・管理、こういうものを方向性として出し、重点施策の例としては、防災・減災対策に関する取組や、複合災害を想定した避難訓練、国・他県との連携に関する取組、そ

して、物流網の確保や、食料・燃料の備蓄、さらにはリスク管理に対する取組、 こういうものが考えられるのかなと思っております。

10 ページをお願いします。ここからは「思いやり」であります。「思いやり」の1つ目、多様性の尊重、人権であるとか男女共同参画であるといったところであります。めざす将来の姿としては、男女が自らの能力を発揮できる社会、個人の特性の違いに対して包容力の高い社会となっている。取組の方向性としては、人権の尊重、人権意識の向上、男女共同参画、それから地域社会の国際化、ユニバーサルデザイン、こういうものが方向性としては挙げられると。政策分野別の重点施策の例としては、原子力災害による人権侵害救済に関する取組、児童虐待に関する取組、男女共同参画の普及・啓発、ユニバーサルデザインの普及・啓発、そういうものが挙げられるのではないかと。

「思いやり」の2つ目、思いやりと支え合いという課題であります。めざす将来の姿としては、優しさや温かさを実感できる社会、生活再建や事業再建のための支援が充実、それから、家族、人、地域の愛と絆に包まれているような社会。取組の方向性としては、失敗に寛容で立場の弱い者に優しい社会づくり、援助を必要とする人たちへの支援、地域社会における人と人の絆の再構築、こういうものが挙げられるということです。それにつながる重点施策の例としては、自殺対策に関する取組、失業対策に関する取組、障がい児支援に関する取組、それから、引きこもり・ニートに関する取組、孤独死だとか孤立死に関する取組、こういうものが挙げられると。

それから、最後のページ、11 ページになります。「思いやり」の3つ目、自然環境・景観の保全、継承のところであります。めざす将来の姿としては、自然環境、空気、水が保全されている、自然景観、歴史的な景観、街並みの景観、これらが継承されている。取組の方向性としては、自然環境の保護と適正な利用、景観の保全と継承、生態系の保護、こういうものが挙げられると。重点施策の例としては、水環境の保全、安全性確保、それから、景観資源の復旧復興・保全、生態系でありますと、野生の動植物保護、逆に鳥獣被害対策、こういうものが挙げられると。

最後になります「思いやり」の4つ目であります。これは循環型社会、地球温暖化の防止のところでありますが、めざす将来の姿としては、エネルギー消費と個人の利便性が調和した社会、森林資源の環境価値が高い社会、地球温暖化の影響を低減するための仕組み、こういうものが将来の姿で、取組の方向性としては、省資源・省エネルギー型ライフスタイルの発信、森林資源の計画的な管理と利活用、廃棄物の発生抑制、再利用、それから環境に配慮した経済活動、こういうものを方向性としている。重点施策としては、省資源・省エネルギーに関する取組、スマートコミュニティに関する取組、木質バイオマス、それから廃棄物の処理、有機農法に関する取組などが考えられるということです。

以上、4つの柱の下に22の政策分野を設定して、それぞれ、将来の姿、課題、 取組の方向性、重点施策の例、これらを説明しました。これらについてご意見を いただきたいと思っています。よろしくお願い申し上げます。 部会長

ありがとうございました。資料4のうちの表の真ん中あたり、第3章の課題については前回項目として出されたところで、既にご意見を受けて修正した部分については下線が引かれているということです。

今日のこの部会では、特に第2章、一番左端の「めざす将来の姿」というのがこれでよろしいか、それから、第3章の取組の方向性ということになっておりますけれども、その2カ所について特にご意見をいただきたいと。もちろん、右側の第4章の重点施策の例は参考にしていただいて、こちらについてもご意見をいただいてもいいのですけれども、1番目と3番目についてよろしくお願いいたします。

項目数が多いものですから、「人と地域」、それから「活力」、「安全と安心」、「思いやり」というふうに区分しまして、一つの区分について大体 15 分程度、時間を区切りながら進めていきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

それでは、最初に「人と地域」、これは6つの項目がありますけれども、この部分についてまずご意見がありましたらお願いいたします。

瀬谷委員(代理:羽田様)

2ページのまちづくりの部分、あるいは避難地域、要するに津波の被害を受けた地域の再生・復興という部分が、これは非常に大きな問題だと思うのですが、まちづくりになるのか、私の見落としなのか、あまり示していないのかなと思ったのですが、どうなのでしょうか。

部会長

ご質問で、津波を受けた地域の復興についてはどの部分に反映されているかということですが。

復興・総合計画課長

津波被災地の復興については、特段この総合計画の中では取り入れていなくて、最後のところの「安全・安心」のところで、大規模災害対策・危機管理体制ということで、災害が起きたときにどういうふうにするのだということが書いてあるだけで、津波のところの再生については特段何も書いてないのですけれども、津波被害のところは復興計画というものを県で持っていまして、その中で津波を受けたところの再生については具体的に記載されています。例えば、堤防があって、堤防の裏に緑地をつくって、その後ろに、いざというときは防波堤になるような道路を少し高くつくって、線路も防波堤にしてというようなことを、津波被災地のまちづくりということで復興計画に挙げているということもありまして、この総合計画では津波被災地の対策については特に書いていなかったのですけれども、やっぱりそこが気になるということであれば、総論のところでどこかにそういうこともやるということを入れるということも考えられると思いますので、少し検討させていただきたいと思います。

瀬谷委員(羽田様)

よろしくお願いします。やはり、被災した方々は、この計画を読まれて、我々のことはどこで触れているのかなと思われるということも考えられるので、大変大きな問題だと思いますので、よろしくどうぞお願いしたいと思います。

部会長

長澤委員

それでは、検討のほう、よろしくお願いします。

1ページのところですけれども、めざす将来の姿の の「結婚をする男女が増加している」と書いてありますが、次に課題があります。課題で非常にハードルが高いということ、それから、30代、40代の人たちが非常に男女の出会いの場

が少ないとか、非常にたくさんの負の要因が交錯していまして、非常に独身の男女が高齢化していきている、30代、40代、50代になってきているというのが現実です。それに対して取組と重点施策に、結婚を支援していく仕組みづくり、それから男女の出会いに関する取組とありますが、これは本当に少子高齢化の、もう 10年くらい前からこの取組は非常にやっております。男女の出会いに関する取組というのを市町村レベルでやったり、いろいろな方法をやっていても一向に結婚するカップルが多くならない、子どもさんの数がなかなか増えないというのが現実で、私の周辺でも 40代になってもなかなか結婚できないというのが割と多くあると思います。

では、それに対してどうしたらいいのかなと思って、本人たちとも話などをするのですけれども、やはり女性のほうはいい男性がいないというか、周りに、つまり出会いがないということです。それから積極性がないという、いろいろな男女の出会いのハードルが非常に、今この現代社会では非常に厳しい状況なのです。それで、このように男女の出会いに関する仕組みづくりとかというのはいかがなものか。これで成功した、沖縄県でしたか、小さな島で非常に男女の出会いが成功して、子どもさんが多くなったとか、そういう非常に地道な取組の事例を、なぜそれが成功しているのかというのを、やはり細かに状況、背景などを調べてやっていかないと、ただこれだけではなかなかうまくいかないかなという気が非常にしております。それが1点です。

それから、教育のところなのですけれども、全国的な課題の中に、安定指向の教育というのですか、それがずっときていまして、その弊害、つまり一律横並びという教育が弊害になっておりまして、子ども社会の中で個性を尊重するというものが欠落してきていると、そういう現場を私は多く見ております。それで、そこのところも、やはりきちんと入れていただきたいと思っております。子どもの個性尊重というのは、やはりこれから先、自己確立をするという子どもさんたちが多くならないと、やはり将来を担っていくというところでは非常に大きな素地になっていくかと思いますので、それは書き入れていただきたいなと思っております。

また、その重点施策の「安全・安心で質の高い」というところに、皆様ご存じのように、マスコミ等々で放射線教育を福島県で取り入れて、先生方が研究しているということがなされております。現場で放射線教育をするということが現実になってきておりますので、放射線教育の取組とその根拠も入れるべきではないかなと思っております。

以上です。

ありがとうございました。

最初の結婚を支援していく仕組みづくりについては、取組の方向性はこれでいいけれども、具体的な施策としてきちんとというか、沖縄とかそういう事例をきちんと分析をして反映していくべきだというご意見でよろしいですか。

それから、2つ目の安定指向の教育の弊害については、これは課題に書き加えるべきだというご意見でしょうか。これは取組の方向性についてはどのあたりに

部会長

| 入れたらいいと。

長澤委員

部会長

長澤委員

部会長

復興・総合計画課長

1番の「知・徳・体のバランス」ですね。

この中に含めて考えてほしいと。ありがとうございます。

それから、放射線教育についてです。

これは重点施策のほうへのご意見ということですね。今のご意見について、事 務局のほうで何かございますか。

いずれも検討させていただきたいと思いますが、まず、男女の出会いのところでは、今までだと県の計画がこういうことが載ることは多分なかったのです。それが、今回やはり人口減ということが、特に福島県が顕著だということもありまして、やはりこれは入れなくてはならないということでここは入れたということを、ぜひここでご説明をしたいと思います。

あと、具体的な施策の中では、この総合計画の中では、何回も言うようで大変 恐縮ですけれども、総合計画が総論で、それにぶら下がる部門別計画や個別計画 がありますので、具体的にどんなことをやるのかということについてはそちらの ほうに委ねたいと思いますけれども、県としてここの結婚とか出産とか子育て、 子育ては今までもですけれども、こういうところに日を当てたということをご理 解いただきたいと思います。

それから、教育のところで、放射線教育は具体的にそういうことに取り組むかどうかということを検討させていただきたい。実際はやっておりますので、具体的にここに書くかどうかということだと思います。

以上であります。

ありがとうございました。

「人と地域」にかかわって、ほかにいかがでしょうか。

総合計画の中で「人と地域」というのは礎に該当する部分で、私たちが当初の計画づくりのときになぜこの「人と地域」は礎なのか。私はちょっと思い出してみると、この中にはあまり表現として出てこないけれども、やはり地域社会、コミュニティの再構築、再生というものが根本にあるわけです。このコミュニティの再生というのは特にヨーロッパ諸国がコミュニティリジェネレーションというものを大きな政策課題に挙げて、EUそれ自身が取り組んでいるし、イギリスでも実はコミュニティリジェネレーションのためにキャパシティビルディング、コミュニティのコミュニティカ、地域力をどう高めるかということを考え、さらにその結果として、アウトプットとしては、やっぱり生活の質をいかに高めるか、クオリティ・オブ・ライフというのは日本でも時折使われるようになったけれども、政策の主要な手段とかコンセプトにまだまだなっていません。私は、この「人と地域」というところでは、一番基本的な問題はやっぱりコミュニティの再生、実はこのことが結婚とか子育てとか出産ということをよりしやすくするのだという、こういうことになっていかないといけないなと思っていて、根本のところ

それから、この政策は全部で6つに分かれますけれども、この6つの政策が政策としてどうやって連携しているのか、チェーンとしてどうやってつながりを持

部会長

鈴木委員

のメッセージがやっぱり必要であるなと思っています。

っているのかというやはり戦略が必要で、こんなふうに重点施策として項目別にこうやって横並びになってしまう前に、政策の相互連関について読み解いておく必要があるなと思っています。こういうふうに整理すること自体はいいのかもしれないけれども、何か頭の中では個別に横並びにしすぎているのではないかなという感じがして、その辺りの議論というのはどこかでしたらいいのではないか。政策の相互連携というのでしょうか、相互関連というのでしょうか、そういうようなことが必要だなと。一つ一つの項目がどうのこうのというのではないのですけれども、それを今感じています。どうすればいいのかちょっとよくわかりません。

部会長 橘委員 ありがとうございます。

今のに関連してなのですが、私も相互連携、施策のところの相互連携のところ で、やはり子育てのところは企業支援も一緒に連動してやらないと、子どもを産 むというのが非常に難しい状況が今の県内の企業の多くだと思うのですけれど も、特に「人と地域」の1のところで、仕事と家庭の両立が困難であるというと ころが中に入っているのですけれども、それが職場優先、経済優先の風潮がある ということで書いてあるのですが、ある程度、規模の大きい企業だとか経営があ る程度先行きが安定しているところは子育て支援の態勢がとれるかと思うので すけれども、例えばうちもかなり小さい会社なのですが、県内の本当に多くの企 業は子育て中の方を支援できるだけの経営力が不足しているというところがや はりあると思うのです。うちの会社も今、子育て中の方がいて、そこまで見られ る経済力がないので辞めていただいたのですけれども、やはりそれは企業側も問 題があるし、問題があるのですけれども、ここにはその企業の経営力強化という ところと連動した取組が必要かなと思います。ですので、ここの部分は特に、活 力 1 の産業全般のところで、層の分厚い産業の集積だとか、IT関係、ブランド 力の向上だとかいろいろ出てくるのですけれども、その中に例えば企業に対する 支援などがあるのですが、私も自分で起業しましたので県の支援をかなり受けさ せていただいて何とか、今、6年目なのですが、そういった同じように起業した 会社の中でも、やはり経営力の強化のところが全然自社の努力では追いつかない ところもあって、こうったところに経営力の強化とあわせて子育て支援への取組 を連動させて項目づくりというのが必要ではないのかなというような気がいた します。

すみません。今のところを整理しますと、「人と地域」のところで、仕事と家庭の両立が困難という課題に対しては、職場優先、経済優先の風潮のところに、企業の経営力自体が不足している現状が県内では多く見られるというようなことが課題にあるというところと、あとは、あわせて経営力強化の支援を、仕事と子育てを両立できる支援を、やはり、この「人と地域」の中にも、同じ項目に盛り込むべきではないかと思います。

以上です。

ありがとうございました。

「人と地域」の部分が礎ですと3つの柱が載るということでは変わっていない

部会長

わけですけれども、全体で22の項目に分けると、相互の関連性が見えづらかっ たり、有機的に連関させながらつくるべきではないかという、かなり大きな問題 ではありますけれども、計画のつくりなり議論の進め方について、何か県のほう、 あるいは事務局のほうでご意見はあるでしょうか。

鈴木委員

今のことにもうちょっと、今、橘委員が言っていただいたので、この結婚、出 産、子育てもそうなのだけれども、あらゆるところで企業の中でそういう努力を している企業が出てきていることも事実です。最近、2~3年で3分の1が離職 をしてしまう、これに対して企業内で、政府が頑張っているだけでなくて、企業 内で工夫していることが最近のマスコミで流されてきた。それから、その企業で 働いている人たちの栄養状態を考えるためにレストランをつくるとか、言ってみ ると民間企業のほうではそれなりに、橘委員の言い方をすると、経営力のあると ころはそれなりにこうやって進んできます。そうすると、福島県というのはそう いう企業がどのくらいあるか、あるいはそういう企業によって、結婚、出産、子 育てにも影響してきてしまう。そこの格差がどんどん広がるような状況にある中 で、本当にそのところに一歩肉薄するためにはどうしたらいいかというのはここ のレベルだけでは対応できないので、これを推し進めるためにはほかの政策とど うやって連携するかという視点をきちんと書き込まないと、ちょっと戦略になら ないのではないかというのを、橘委員の話を聞いて、僕が言いたかったこともそ ういうことだったかもしれないと思って、一言すみません。

瀬谷委員(羽田様)

ちょっと違和感を感じたのは、今回のこの計画、今回の大震災があって思い切 って組みかえをしなければならないということでスタートされているというこ となのですが、そういう意味で、今の内容にしろ、ずっと見ていくと、除染など はどこに出てくるのかなと思いながらずっといくのですが、そうすると、最後の ほうに原子力災害対策と出てくるのです。教育にしても、産業にしても、スポー ツにしても、いろいろな部分で除染というものがものすごくかかわってくる部分 です。そういったものに全然触れないで、ずっといって、最後のほうに原子力対 策というところで除染とある。除染はここで言うのだなというふうに思ったので すが、そういう意味で、ちょっとそこに違和感を感じたところを申し上げさせて いただきました。

というのは、例えば教育の部分、1ページを見ますと、小さなことなのですが、 右側のほう、第4章の一番下に、避難地域の学校への支援に関する取組、これは もちろん大事だと思うのですが、避難地域ではない例えば福島市内の小学校だと か中学校だとか幼稚園だとか、こういうところも非常に今、大変な状況にあるの ですね、教育という意味では。ただ、それは基本的にはやはり除染の問題だと思 います。通学路を除染する、敷地内を除染する、いろんなところを除染すれば十 分な教育ができるというふうに思うのですが、そういう部分に全然触れないもの ですから、例えばそういう小学校とかはどういう位置づけになるのかなと、最後 までずっといって、除染は最後に出てくるのだなと後で思うような形になるもの ですから、ちょっとついでに意見をさせていただきました。

ありがとうございます。

部会長

かなり大きな問題が出ましたので、ちょっといったん休憩ということにしていいですか。かなり時間がたちました。10分間、3時まで休憩をとります。事務局にはあまり休憩時間にはならないかもしれませんけれども、大きな問題が出ましたので、宿題ということであればそれでいいと思うのですけれども、いったん休みにしたいと思います。

(休憩)

(再開)

部会長

それでは議事を再開します。

先ほど何人かの方から、「人と地域」だけではなくて、柱相互の関連性についてはっきりさせるべきではないかということでしたけれども、この点について企画調整部事務局から。

企画調整部政策監

それでは、私のほうからご説明をさせていただきます。

まず、復興計画と総合計画の関係ということで、当面、復旧・復興が第一ですので、復興計画に重点的に取り組んでいく。その中には除染とか、放射能の教育とか、その不安の解消とか、そういうものがメーンになっておりますので、そういう部分について特に重点的に取り組んでいく。ただ、従来から説明しておりますように、総合計画については県の最上位の計画ですので、その辺の役割分担とかそういうことについても、県民の皆さんに十分ご理解をいただかないと、最上位の計画に十分書かれていないとか、そういうご批判を受けることになりますので、その辺の説明ぶりを一文考えていきたい。総合計画については、当然、復旧・復興の部分だけではなくて、そういう災害に関連しない部分も取り上げるという性格がございますので、その関係性を十分説明しながら、総合計画の中に取り込むべきものを整理していきたいというふうに考えております。

それから、施策の連携ということでございますが、第1回の部会におきましてご了解をいただいたところで、総合計画の柱立て、礎と3本の柱、あるいは施策の大きな柱についてはあまり変えないというご了解を、限られた時間の中での作業ということでいただいたところであります。私どものほうとしては、資料4の中で、第4章の具体的な施策にどうつなげていくか、そういうところを特に意識した関係で、第1回以来、横のほう、「めざす将来の姿」から「重点施策」までつながるような、項目出しがしやすいような説明ぶりをしておりました。そういう意味では、それぞれの施策がすべての面にわたって関連していることについて、ちょっと捨象しているという反省がございます。当面はこういうような柱立ての中で、施策までつなげていくような出し方をしながら、その中で、この部分でこれが足りないとかそういうことを縫合していきたいというふうに考えております

子育ての部分につきましては、県では子育て支援担当理事を震災前から選任で 設置しておりまして、当然、子育てに積極的に取り組んでいる企業の認証とかそ ういう部分で、補助金を出すまでは至っておりませんけれども、積極的に国のハローワークの施策などと連動しながら進めてきたところでございまして、委員がご指摘のように企業支援がないと、本当に最終的に子育てにつながっていかない、お子さんが増えない、そういうご指摘を十分に理解をしておりました。そういう意味でそこの体系性が薄れているということも、まさしく正しいご指摘だというふうに認識をしております。

当面、そういうような形で、施策の連携とかそういうような形が必要だということは認識をしております。ただ、最終的に施策を打ち出していくということも必要でありますので、こういう作業の中でさらに総合計画の中でどのような県としての打ち出しをしていくのか、その辺については改めて相談をしたいと考えております。どうしても総合計画ということで、県の施策を体系的に出すということで網羅的になっている部分がございます。ただ、その中でもやはり、今後出てまいります人口減少とか、震災を踏まえて子どもたちがより県外に出ていく。そういう中で子育ての部分、出産、そういう部分が非常に大切になっておりますので、そういう体系的な計画をある程度形にした上で、さらに県としてはこういう施策に重点を置いているいろなものを総動員しながら、チェーンとして打ち出していく。その打ち出し方がどういう形がいいのかについても、委員の皆様と今後またご相談をさせていただきたいというふうに考えています。

現在のところそんなことで考えておりますが、また部会の中でいろいろご意見 をいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

今日その議論を始めると大変なので、今日は、今お話があった横のつながりといいますか、2章、3章、4章というのがどういう形でつながるかというところを議論していただいて、縦の部分のつながりについてはもう少し今後検討していくと。実際、今の計画にもありますけれども、さまざまな図なども使いながら示すと立体的に見えてくるということもあるので、今後の課題というふうにさせていただきたいと思います。

今日は、やはり全体的に進めて、また戻りながら見ていきたいと思いますので、 まだ「人と地域」についてご意見があろうかと思うのですけれども、一つずつ時間で区切りながら進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは2つ目の、柱の1本目ということになりますが、「活力」の部分についてご意見をお願いいたします。

「人と地域」で1つだけよろしいですか。すみません。

3ページの「避難地域の再生」の部分なのですが、放射線によって避難された 地域ということで、戻るのが極めて困難な地域、ここの部分はあえて触れないの かどうなのか、この第3章で、道路、医療などの再整備とか、原子力に依存しな い産業だとか、故郷への帰還とあるのですが、これは戻れるという大前提なので すが、極めて戻るのが厳しいような地域に対しては、ここはあえて触れないのか、 その辺をちょっとお聞きしたかったのですが。

ご承知のとおり、今、区域の見直しが少しずつ始まってまいりました。その中で、今お話がありましたように、長期間帰還できない区域が相当出てくると、そ

部会長

瀬谷委員(羽田様)

企画調整部長

この部分についてはどうするのだというお話が問題になっております。双葉地域の8町村では、国としてあの地域を今後どうするのかグランドデザインを示せというようなことも強く国に言っているところでございます。

そういう中で、実はまだここの部分は書き込みができない部分でもございます。今後そういう動きをにらみながら、ここの部分に新たに加筆するなり、書き方を考えるなりさせていただきたいと思います。場合によってはちょっと書けない状態が続くかもしれませんが、今はそういう状況でありますので、これで固定だということではございませんので、そこはご理解いただければと思います。

部会長 鈴木委員 よろしいでしょうか。

この点は、今、羽田さんが言われたことはすごく重要なので、例えば、ちょっとご紹介しますけれども、浪江町の復興ビジョンをつくるときに、住民の方から何を言われたかというと、ふるさとの再生だというふうにまずスタートは掲げました。しかし、実際に議論していくと、もう3分の1はふるさとに戻れない、戻りたくない人もいます。そういう戻れない、戻りたくない人はこのふるさと再生のビジョンからは施策対象、支援する対象から外れるのですかという意見なのです。そうすると、今、6万2,000という人の人が県外に避難しています。中には戻りたいという人もたくさんおられる。でも、戻らないでそれぞれの地域で新しい生活を始めようとしておられる人もおられる。でも、それは自力で全部できるわけではないから、もともとの福島県民としての支援というのは何かの格好でメッセージを送る必要があるのではないかという気がするのです。それが、全部帰還という格好で示されるか、そうではない県としての支援策というのはどこかにないと、全国に散らばっている人たちに対するメッセージが伝わらないような気がします。

企画調整部長

鈴木先生がおっしゃっていることはまさにそのとおりでございまして、帰れない、あるいは帰るということを選択しない、そういう方々への支援はとても大事なことであります。ただ、それをこの総合計画の中に書くのがいいのか、あるいは復興計画の中に書くべきなのか、あるいは、国の被災者生活再建支援法のような、今度法律がいろいろ検討されていますけれども、そういうことでやるべきなのかという議論もあろうかと思いますので、そこについてはもう少し、私どもの内部でも検討させていただいて、もう一度ここでも議論をさせていただきたいと思っております。

鈴木委員

計画の役割分担ができるまでは書き込んでおいてもらって、役割分担がはっきりしたら、ここから基本的に外しますよという手続きでもいいのではないでしょうか。

企画調整部長 長澤委員

それも含めて。

この避難地域の再生のところに入るのか、ここの「めざす将来の姿」に2つの 丸がついておりますけれども、津波による災害からの地域復興というのが入って いないのです。どの項目に入っておりますか。私、見ますとそれがないのですけ れども、今現在、どこでもそうですけれども、南相馬市、特に小高区は手つかず ですけれども、相馬市は集団移転がかなり進んでおりまして、住民合意形成で集 団移転というところまで達しております。南相馬市は、地域住民の方々がもう行政の青写真を示すのは待っていられませんよということで、私の地域は、海沿いなのですけれども、その人たちはもう、勝手といったらおかしいですけれども、津波でやられてしまった、20キロ圏外なのですけれども、国道6号線の東手なのですけれども、そこに皆さん田畑があるのです。その田畑をとにかく田んぼは農地転用してそこに家をつくるとか、それか畑に家をつくるとかということで、もう現実につくって住んでおります。それから、海沿いで半壊してそのまま残っている家をリフォームして住んでおります。私たちもそういった友人、知人を見ますと、ともかく海からすぐそばです。それが、行政指導を受けずにつくられているという現実を目の当たりにしまして、これまた大きな津波、高潮でさえも入ってくるのですから、高潮でさえドーンと来てしまうのですから、果たしてこの現実をどうしたらいいのかというのは、私も非常に懸念しております。

そういった面で、やはりここは、原発も去ることながら、津波の被害のやはり 住宅再構築というのですか、集団移転も含めて、その辺もやはりここは入れてい ただくべきかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

先ほど羽田さんのほうからお話があったこととは関連しませんか。一番最初に 地域づくりにかかわって、津波を受けた地域の復興が大切だと、それに対して事 務局のほうからは復興計画に入っているということと、安全・安心のほうには出 てきますけれどもというご回答があったので、それとあわせて検討していただく ということでよろしいですか。

それでは、次の「活力」についてご意見をいただきたいと思います。 ちょっとコメントさせてください。

4ページのところには活力の1、2、最初は産業全般、次が農林漁業ということになっているので、それらの関連でいうと、先ほどのグローバリゼーション、標準化の話でもちょっとお話したのですけれども、サプライチェーンというのがグローバル化の中で、大きく大企業あるいは下請けというサプライチェーンになっていたと思うのですけれども、今回の震災を受けて、私は福島県の産業全般について、もうちょっと狭域的なというのでしょうか、よくいわれる地域循環型のサプライチェーンというようなものを構築する必要があるのではないかというふうに思っているのです。

やっぱりどうもグローバル化だけに対応することが、端末のところで事故を起こすと、それでチェーンが寸断されるというわけで、その産業全般のところでは、どちらかというと地域循環型の経済をもう一方で再構築するのだというくらいの方向づけがあってもいいのではないか。例えばそれは具体的にいうと、これまでまだまだ時間的には多くはないけれども、農商工連携というような取組ができたではないか。商工会議所やJAが連携してやってきたような、そういう地域の中で現金が回る、情報が回る、雇用が回るというような、そういうような基本姿勢が必要ではないかというふうに、実はここでは思います。

先ほど、第1章のほうでは地域内経済循環という文言が盛り込まれましたけれ ども、そういったものが取組のほうにも入るべきではないかというご意見です

部会長

鈴木委員

部会長

ね。

少し挙げていただいて、まとめて回答していただくほうが少し時間的に進むと 思いますので、関連してでも結構ですし、ほかの点でも結構です。

瀬谷委員(羽田様)

産業全般についてなのですが、商工会議所という立場で考えた場合に、既存の企業が今は厳しい状況にある企業がたくさんあるんです。既存の企業、特に中小企業の支援という意味で、ここに厚い産業の集積とか、競争力とか、ブランドだとか、いろいろ出していただいているのですが、なかなかそこまでいかない企業がたくさんあるものですから、いわゆる経営基盤が弱っているところのさらなる支援という部分を、第4章の右側になるかと思うのですが、丸の2つ目、県内企業の競争力と収益力の強化、この辺の部分のどこかに、さらなる中小企業に対する経営基盤の安定に対する支援みたいなものをちょっと触れていただければありがたいというふうに思っております。

部会長

ありがとうございます。

ほかに、ご意見をどうぞ出していただいて。

鈴木委員

5ページ目の就業・人材育成のところです。ここでは、雇用環境・労働環境の改善、若年層にとって魅力的な雇用の増大、それから能力開発を促進する取組み、技能の継承、多分この2番目と3番目に関係すると思うのですけれども、上の再生可能エネルギーが省エネだとかいろいろなところに関係するのですけれども、新しい仕事のあり方として、例えばセカンドハンドの家具だとか電気製品だとか、そういうものをリサイクルする、これは欧州では大きな潮流になっています。例えばパソコンは3年、4年で廃棄されたパソコンを、パソコンのメーカーの人を講師に招いて、液晶はどうしたら大きな活字になってお年寄りが活用できるようになるのかというような技術講習をやって、セカンドハンドのパソコンに置き換えて、これをお年寄りに安い価格でやるというのをジョブトレーニングセンターで技術開発しています。それは全国に3,000カ所くらいあります。リセッションの時代に、サッチャーの時代にそれに取り組んでいます。

それで僕は、とにかく雇用というのは企業を誘致するだけではなくて、新しい そういう仕事の形態を生み出していくということにチャレンジする必要がある と思うのです。そういうような意味でのジョブトレーニングというのがこの中で 触れられる必要があるのではないかと。どこかに含まれていますというのならそ れでいいですけれども。

瀬谷委員(羽田様)

観光・交流でございますが、コンベンションを誘致、それからスポーツコンベンション、こういったものも含めた誘致とか推進と第3章では言っているのですが、そういった誘致の推進になるのか、そういうもの、右のほうには定住・二地域居住のところに会議・イベントの誘致と黒丸であるのですが、二地域居住とか定住とはちょっと違うかなと。もしかするともっと大きい項目かなという感じがするものですから、第3章の白丸のところに、MICEといいますか、コンベンションの誘致的なものを載せていただいて、例えば来年、オールスターを福島県内で開催するということで、大変風評被害の払拭とかそういったものに寄与すると思います。こういうものを積極的に誘致するような動きがあればと思っていた

のですが。

部会長

復興・総合計画課長

では、いったん区切って、ここまでで何か事務局のほうからありましたら。 ご意見ありがとうございます。

まず、地域内の経済循環の話であります。最初のほうで説明しましたように、 第1章のほうにはその辺の取組をやらなくてはならないことが課題だと入れま した。今回、この中には入っていませんので、その辺について前向きに取組の方 向性だとか重点施策だとか、入れられるように、第1章を踏まえて入れられるよ うに検討していきたいと思っております。

2 つ目、既存の企業の支援ということで、これは今福島県内にある企業が出て いかないようにさまざまな施策を打たなければならないということで、これは復 興計画でもうたっておりますので、これについて総合計画の中にどこかで入れら れるように、当然そういうことも必要だと思っていますし、実際やっております ので、その辺について触れるようにしたいと思います。

それから、人材育成のところで、今の企業を引っ張ってくるだけではなくて新 しい仕事を生み出すというような観点については、今のところ入っておりません ので、この辺についてどのような書き込みができるか検討させていただきたいと 思います。

それからコンベンションの誘致、これについても、今の復興計画の中で積極的 にやっていくとうたっております。総合計画の中で取組の方向性の中の一つの柱 になるのか、それとも重点施策の中のものになるのか、今のところここではっき り言えませんけれども、関係部局とも調整して読めるような方向にしたいと思い ます。

以上であります。

ほかに「活力」にかかわって。

5ページの就業・人材育成のところなのですけれども、今、どちらかというと 人材育成は知的人材育成のほうがどうしても傾向となっている。それで、今現在、 この震災に貢献したいという若者たちの意見の中に、私の知人の息子さんなので すけれども、僕は大学は行かないで、専門の工業学校に行って3年間しっかりと 電気技術を学んで、そして就職して、福島県で働きたいと、そういうお子さんが 2~3名おります。そうすると、やはり技能を重視した人材育成というのですか、 それが福島県にとっては即戦力でもあり、底力にもなるということが言えますの で、そこのところをうまく入れてほしいなと思っております。

それは、2ページの農林水産業のほうには、やはり農林漁業に携わる人が少な くなってきているというよう現実がございます。そういった中で、やはり2次、 3次産業のほうでしっかりと人材育成をして、そして雇用をやると、そういうよ うな環境づくりも非常に大切ではないかなと思っておりますので、書き込みでき ればと思っております。

部会長

ありがとうございます。

ほかに「活力」にかかわって。

長澤委員

6ページの6のところなのですけれども、「高速交通ネットワークの整備と活

- 29 -

部会長 長澤委員 用」という取組の方向性があって、重点施策のほうに「高速道路の整備に関する取組」」ということがございますが、隣の早矢仕委員も非常に困難を極めているというところは、やはり南相馬といわきまでのインフラが全くないということです。これは今後、この8年間にこれができるのかどうかということです。やはり、いわきと南相馬、それから隣の相馬市が続くというその一本線、さっきの七つの生活圏ではないですけれども、海岸線の一本道が確立されることによって、やはり人的交流、物的交流、それが非常に今は閉ざされておりますので、それを早急にやはり再開させるべきだと思っておりますので、この辺はここに書かれているだけで、これは具体的にはどうこうということはお話できないのかどうかお聞きしたいのですけれども。

部会長

「活力」に関しては一回ここで区切ってよろしいですか。

では、長澤委員から出た2点に関して何かありましたらお願いします。

復興・総合計画課長

人材育成のところで、知的人材育成というのですか、そちらのほうではなくて、 即戦力というのですか、そちらのほうにもということなのですけれども、当然それは今もやっている、工業高校もそうですけれども、テクノアカデミーもあったり、農業大学校もあったりして、そういうことはやっておりますので、そこをどういうふうに書くかというのは検討させていただきたいと思いますけれども、少なくてもそういうことは福島県としてやっているという認識でご理解いただきたいと思います。

それから、高速道路については、当然、早期整備を国といいますかNEXCOのほうにお願いをしているところでありまして、少なくても警戒区域が解除になって人が入れるようになったところについては順次工事が始まっているところでありますので、そこについては区域の見直しと同時に工事が進んでいくのではないかと思っております。あわせて、JR常磐線についても、県で用地買収についても一緒にやっていくというようなことでどんどん進めておりますので、この期間内には整備されるのではないかと思いますけれども、ここで私も断言はできませんけれども、鋭意努力をしているということであります。

企画調整部政策監

浜通りのインフラ整備につきましては、冒頭に部長のほうから申し上げました 福島再生特別法の基本方針の中で特に重要な事項ということで強く申し入れを しておりまして、高速道路、6号はもちろん今、復旧のために活用しております けれども、そういうところを十分申し入れをしているところであります。

それから、JR常磐線の富岡の駅舎も被災しているということですけれども、問題はJRの場合は民間会社で黒字企業だということで国が支援できないということがネックになっておりまして、そういうものについて原子力災害の過酷さとかそういうことを踏まえて、しっかり国として前面に立って責任を持って復旧させてくださいということで強く申し入れをしております。これについては、総合計画というよりは喫緊の課題だということで、特にインフラ整備については申し上げておりまして、具体的に基本方針の中にもなるべく具体的に国が前面に立ってやるということで覚悟を示してほしいということで、再三にわたって申し入れをしております。

部会長

鈴木委員

近々、基本方針の閣議決定の前に再生協議会などが開かれますので、またその ときに、知事あるいは双葉町長、富岡町長が参加いたしますので、この辺につい ては首長さんからも最重点ということでお話があると思いますが、県としても総 合計画を待つことなく最重点でやっていきたいと考えています。

ありがとうございました。

前回もそうですし、今日の議論の中でも、やはり総合計画と復興計画の対応で あるとか、復興計画に入っているものを総合計画にどこまで盛り込むのかという ことがなかなか落ち着かないというか、議論として残っているなと思います。次 回以降の資料にかかわって、基本的に総合計画のことが書かれているわけですけ れども、復興計画のどこに位置づいているのかということが参考にわかるような 形で出していただくとよろしいのかなと。一応手元の 12 の重点プロジェクトな どを見ながら話を聞いていますと、「県土連携軸・交流ネットワーク基盤強化プ ロジェクト」だとか、あるいは「津波被災地復興まちづくりプロジェクト」だと か、そういうものがあって、それに入っているということがわかるのですが、そ れとこちらとの対応が何かわかるような資料を出していただけたらなと思いま す。

では、後ろの時間が気になってきましたので先に進めさせていただきまして、 2つ目の柱の「安全と安心」にかかわってご意見をいただきたいと思います。よ ろしくお願いします。

9ページ目の「大規模災害対策・危機管理体制」です。この中で、これは国政 のレベルの話になる、注文をつける、あるいはここで県としてどうすればいいか というところを検討しなければいけないかもしれません。

実は災害救助法に基づいて仮設住宅をつくりましたけれども、仮設住宅への対 応が全く不十分で、災害救助法そのものの問題もあるし、例えば2年という災害 救助法による仮設住宅の供給というのは原則なのですけれども、実際にはやはり 1年延期をしたりいろいろなことをしました。それから、今回は特別にみなし仮 設というので民間賃貸住宅がありました。しかし、あれもみんなばらばらであっ たことは皆さんご承知のとおりです。民間借上賃貸住宅も、直接供給する仮設住 宅と同じように対応してもらわないと、各県によってばらばら、県によってはみ なし仮設の業務拒絶をしているところもあるくらいだから、災害救助法そのもの を何とかしないといけないと思いますけれども、県としてそういうところに対し て対応できることを考えていかないといけないなというふうに思います。

それから、避難所にしても、やっぱり地域防災計画がきちっと働いたのかどう かということも確認をする必要がある、僕もやらないといけないなと思ったので すけれども、できていません。例えば、何度も例に出しますけれども、浪江町は 実は避難所がばらばらだった。その結果として仮設住宅は 28 カ所に及んでいま す。28 カ所に及んで1年以上生活しているので、コミュニティもなにもなくなっ てしまったわけです。そういう危機的な状況になっていて、この非常時における いろいろな手段、ここでは物流網、情報網だとか食料、燃料と書いてあるけれど も、やっぱり緊急避難時の仮設住宅や避難所というものも考えていかないといけ ないなというふうに思います。

ほかの県では、実は緊急避難時の仮設住宅について、プレハブ建築協会にだけ 発注する仕組みをどんどん変えつつあります。福島県もぜひ、プレハブ建築協会 とは違った発注形態がとれるような検討をぜひすべきではないか、こんなふうに 思っています。そういうところがちょっと見えるといいかなと思いました。

部会長 長澤委員 ありがとうございました。

7ページの医療のところですけれども、私は前に追加案として意見を、難病に対する治療研究と難病者に対する支援の必要性といいますか、難病認定と保険適用というのを提案させていただいたのですけれども、そこでは第4章のほうで検討すると書いてあったのですけれども、書かれていないので残念だなと思っております。

実は、難病というのは認定されない難病の患者が、隠れ難病患者ということで非常にたくさんおります。一つの例で、皆さんお聞きしたと思いますけれども、脳脊髄液減少症というのがございます。これは、むち打ち症ということで診断されて今まで放置されてきましたけれども、約 12~13 年前に特殊なMRIでないと映りませんが、結局脊髄から髄液が漏れる、それによって吐き気、めまい、全く気力を失うということで、年々悪化します。それの一つの治療手段としてブラッドパッチというものがございまして、10年前にそれが脚光を浴びまして、ブラッドパッチによる治療が全国で 10 病院くらいですが、そこに殺到して、1年待ち、2年待ちということなのですけれども、ブラッドパッチをやったからといって、それが脳脊髄液減少症が治るということは全く保証されない。それから、これは保険適用外ですので、非常に高額な医療を払うというような現状がございます。

これは誰にでもなる病気です。例えば、私は学校教育の中で、これからスポーツの先生方にぜひ認識していただきたいという一つなのですけれども、例えばボールが当たっただけで倒れるとか頭が痛くなり、それを放置する、それがそのまま吐き気、それから頭痛、いろいろな症状が起きてきて、病院でも何ともわからないと。そうしたら、それが脳脊髄液減少症だと。それが階段から落ちたとか、いろいろな場面でそういうことが起きるのです。それが非常に多くて、今、全国で 10 万人が隠れ患者といわれております。今、厚労省のほうで保険適用は認められてきておりますけれども、非常に大変な治療方法で、福島県では福医大にMRIの特殊な機械が1台あります。ですけれども、大変高額なものですから、一般の脳脊髄液減少症の患者さんは診られないというのが、1例ですけれども、あります。

その他、やはり難病で苦しんでいるという方がございますので、やはりこれから、福島も医療の先進地ということをうたっておりますので、そういった中で難病に対する研究、それから、それに対する支援と、そういうことも私はぜひともお願いしたいと思います。非常に苦しんでいる方が多くいますので、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

部会長

早矢什委員

ほかの委員の方からあれば。

「安全と安心」のほうの7ページなのですけれども、第3章の取組の方向性の 中で、高齢者の介護予防が出ているのですけれども、実際避難生活をしていて、 先ほど先生がおっしゃったように、仮設住宅に入っている人と借上住宅に入って いる人との差がやっぱりものすごくあるんですね、格差があるんですよ。できれ ば、借上住宅に入っている人たち、親を連れて、高齢者を連れて、私たちの年代 のお嫁さんが一緒にいるというふうになっている状況が結構あるのですけれど も、お嫁さんに対するストレスというのはものすごいのです。だから、その辺を うまくケアできるように。ただ、借上住宅に入ってしまうと本当に何の連絡も来 なく、自分で探すしかなく、でも、仮設に入っている人たちはちゃんとやってく れるという状況が今も続いています。私もそうなのですけれども、高齢者を連れ て本当に泣きたくなるときもあります。でも、これを乗り越えなければいけない と思って自分ではやっていますけれども、同じ避難者でありながら差があるとい うことがすごく腹立たしく思いますので、ここの高齢者の介護予防に、どんな形 でもいいですから、高齢者を抱えた人をサポートする人たちのことなどについて も少し入れていただきたいのです。そして、平等にということも入れていただき たいです。高齢者は何が怖いかといって、今、みんな認知症に入ってきつつあっ て、本当に夜も目が離せないという状況が続いております。私も今日、母を連れ て、途中、大玉村の親戚に、私が来るときにちょっとお願いねと置いてくるよう な状況のときもあるので、それは私だけではありません。高齢者を抱えている人 は本当にどうしようというふうに悩んでいますので、ここはもう少し配慮してい ただくような書き方をお願いしたいと思います。

橘委員

前の会議のときにも発言したのですけれども、「大規模災害対策・危機管理体 制」のところで、災害直後から一定期間がたった後、今度は長期的な体制という のは、それぞれ体制が異なってくると思います。それがいわきの場合では、災害 直後に市では公共的な立場なので、例えば賞味期限が過ぎてしまった物資は配れ ないだとか、それを民間が代理で市と同じような形でお配りしただとか、そうい う点が震災直後の役割分担は明確にといいますか、ここで入れておいたほうが、 例えば、全国世界中から支援物資が集まってくる窓口だとか、ボランティアの窓 口だとか、そういったところはやはり基礎自治体が担うべきだと思うのですけれ ども、そういったときの県の役割、市の役割、一般の県民から見ればそれは行政 ひとくくりなので、そういったところを明確にここでしただくことによって、基 礎自治体のほうも基本計画、災害計画をつくりやすくなると思いますし、我々県 民もこれを見たときに、災害直後では役割分担があるので、ではどちらに頼れば いいのかとか、そういったようなことが日ごろから認識できるようになると思い ますので、本当に災害のところは、今後こういった災害が起きたときに同じよう なことを繰り返さないためにも、役割分担をもう少し明確に入れてもいいのかな といったような気がいたしました。

以上です。

ありがとうございました。

部会長

# 長澤委員

先ほどの早矢仕さんの福祉のところなのですけれども、やはり、高齢者の介護 のところなのですけれども、今、介護、認知度が進む、それから全く体が動かな いという方をともかく病院に一時みてもらうとか、施設で一時みてもらうという ことを拒否されております。どうしても、例えば急に吐いたとかそういった場合 は、すぐ空き部屋がありますからということで入れてくれますけれども、3日な いし1週間で自宅介護してくださいというのが今の現実です。それは、前は国の 政策で看取り介護というものがございました。最後は自宅で見てくださいと、そ れがご本人の一番の幸せですということで看取り介護というものがいっとき施 策の中に入っておりましたが、今はこの避難所の中で、非常にそれが重い負担に なっておりますので、先ほどの早矢仕さんのように、介護者の負担軽減、それか ら介護者のこちらの施策の中でも、そういったところをやはりきちんと明確に施 策の中で入れていただきたいということで、早矢仕さんの援護をいたします。

部会長

復興・総合計画課長

企画調整部政策監

それでは、ちょっとこれで切らせていただいて、事務局のほうから、すべて個 別にでなくて結構ですので。

ご意見いただきましてありがとうございました。

いろいろご意見をいただいた中で、大分個別のお話がありました。これはあく まで総合計画ということで、いわゆる総論の部分を書くということなので、例え ば高齢者の介護であれば、高齢者の介護をやらなくてはいけないということを総 合計画で書いて、その後、具体的には部門別計画であるとか個別計画があります ので、その辺で書いていただくというのがあり方なのかなと思っております。

ただ、災害対策の中で、災害を踏まえて、今回の震災を踏まえて、どんな課題 があったので、どういう方法でやっていかなくてはならないということは、この 総合計画の中でも書かなくてはいけないのではないかと思っております。今の中 でも大分書いてあるところはあるかと思いますけれども、精査をして検討させて いただきたいというふうに思っております。

先ほど鈴木委員から、災害救助法とか、ご意見をいただいておりますが、地域 防災計画の中の初動態勢等については既に見直しの作業を県の生活環境部を中 心に行っております。それから、災害救助法については、特に仮設住宅、救助法 上は避難所は7日間で閉めて、すぐに仮設住宅に移せというような、現実にはあ り得ないような規定になっていますので、今回の震災を踏まえて、福島県として も被災県としてしっかりと救助法のあり方について、それから原子力災害ももと もと想定をしておりませんので、そういうところをきちんと提案していきたいと いうふうに考えております。

それから、避難されている方の高齢者の介護とかそういう部分については喫緊 の問題ですので、当然、避難者支援課という課を4月から立ち上げております。 また、総合計画というよりは復興計画の中の見直し等も予定しておりますので、 特に避難が長期化している中で、被災者に問題がいろいろなことで出ているとい う認識をしておりますので、被災者の生活再建も含めて、そういうような個別の ところにより力を入れていくように知事のほうからも話がありましたので、生活 環境部を中心にいろいろな対策を打っていきたいと考えております。

部会長

ありがとうございました。

重点施策、それから指標については、また次回以降に、個別にはそこで議論していただきたいと思います。

それでは一番最後の3つ目の柱、「思いやり」についてご意見をいただきたい と思います。

早矢仕委員

私は、福島県を支える3つの柱に「思いやり」とあるのですけれども、私は今回、震災と原発事故を体験して避難所にずっといたのですけれども、福島県は思いやりがすごいなと、そこだけは誇れるなと思いました。というのは、私は三春にいたのですけれども、やっぱり自宅で介護していた高齢者の方がいたのです。そのお嫁さんがお母様を連れて、自分のものは何も持ってこないのだけれども、母親の布団だけは持ってきて、体育館は夜冷えます。三春は寒いので、一晩じゅう抱きかかえて暖をとってやっていました。そして、自分が疲れると、その子どもさん、母親にとってはお孫さんが一晩じゅう抱きかかえて暖をとっていました。そして、やっぱりああいう避難所に行くと順序があって、赤ちゃんもいたのですけれども、赤ちゃんのことはみんながあったかいところに行けと、そういう暗黙の了解みたいなものがあって、私は福島県はこの思いやりがものすごいなと思いました。

そして、地域の皆様も、赤ちゃんがいる方はお風呂どうぞ、お金は要りません、すぐに来てくださいと。そして、あったかいおにぎり、みんなの分はないのですけれども何とかして食べてくださいというのがものすごかったのです。これは福島県は本当に財産だなと私は思ったので、ここをもうちょっと強調して道徳教育も変えて、私は前に出ていい項目だと思いました。

部会長

ありがとうございました。

いかがでしょうか。もしも今はなければ、後で文章で出していただくということでよろしいですか。 ありがとうございました。

それでは、今日時間が足りなかったと思うのですが、一通りご意見をいただきましたので、事務局には本日の意見を踏まえて今後文章化を進めていただきたいというふうに思います。

議事がもう1点残っております。「(4)意識調査項目について」、事務局より ご説明をお願いします。

復興・総合計画課長

それでは、最後のところ、資料 5 になります。県民の意識調査ということでありますが、今回の見直しにあたっても、この意識調査をしたいということでお諮りするものでありまして、県民の意識調査、これは平成 17 年の県政世論調査の中から始めたものでありまして、総合計画でいうと現計画の一代前の計画期間の途中からこれを始めていたものであります。

現在の計画でも、22 政策分野がありますが、これから 1 項目ずつ意識調査の項目を設定いたしまして調査をしてきたものであります。見直しにあたって項目を今回少し変更して実施したいというものであります。

今の計画書がお手元にあるかと思いますけれども、108 ページと 109 ページを見ていただきたいと思います。ここに意識調査項目ということで、現在どんなも

のをやって、どんな数字が挙がっているかということが出ております。これと同じようなことを今回の見直しの中でもやっていきたいと考えております。2番になりますが意識調査項目のスケジュールということで、今日は項目案を見ていただきまして、大変日程が厳しくて恐縮なのですけれども、6月1日までにこの内容でいいかどうかを見ていただいて意見をいただきたいと。その上で項目案を確定しまして、県政世論調査の中でこれを実施していきたいと。9月以降、調査結果がまとまりますので、それをこの総合計画の見直し案の中に入れていきたいなというふうに思っております。

実際の具体的な項目が資料5の別紙であります。先ほどから説明をしていたそれぞれの4つの柱ごとに、それぞれの項目1つずつ、合計22の質問があります。基本的には、意識行動の変化を見ていくのには同じ質問がいいのですけれども、見直しにあたって新しく方向性を出したものもあります。その辺については新しい質問にしてあります。ちょっと見ていただきたいと思います。1ページでいうと(1)、先ほど少し説明しましたが、今回、結婚だとか出産だとか、それを取組の方向性にした関係で、これが新しいものになっておりまして、右側の改定案の項目では、福島県で子育てをしたいと思っている方がどのくらいいるかどうかということを聞いてみたい。(2)の教育も、結果的にこれが新しい項目になりましたが、福島県の教育環境に満足しているかどうかという観点、それから、少し飛んで6ですが、避難地域の再生というところ、今までここに電源立地地域の振興というところがありました。これを避難地域の再生というふうにしたということで、今回質問の項目を、政府・県・市町村が被災地域の復興・再生に向けて十分な取組を行っているかどうかという意識を聞いてみたい。

2ページをお願いします。「活力」の分野では、(3)再生可能エネルギーが新 しい分野でありますが、質問の内容としては、再生可能エネルギーの利用を進め たいと思っているかどうかというところを聞いてみたいと。

3ページになります。「安全と安心」のところでは(5)の原子力災害対策というところで、ここについては、放射線から安全になっている生活空間で暮らしているかどうかということを意識として聞いてみたい。

新しい項目は以上でありまして、そのほかの項目は基本的に、先ほども言いましたけれども、状況変化を見るために同じ質問をしているということであります。

よろしくお願いをいたします。

ありがとうございます。

この調査ですけれども、対象なり人数なりはどういう形になりますか。

我々がやるというのではなく、県政世論調査があって、その中でやりますけれ ども、全県で 1,300 ほどのサンプルをとるということになっております。

年齢的には何歳ですか。

15歳以上、無作為だということです。それで 1,300 人です。

そうしますと、最初の項目についても年齢層を問わず回答が集まるということですか。今日の議事についても、この意識調査項目についても、締め切りが6月

部会長

復興・総合計画課長

部会長 復興・総合計画課長 部会長 復興・総合計画課長

1日ということで、かなりきつきつなのですけれども。

すみません。6月1日だったのですけれども、文書でこれから照会しますので、 6月5日にさせていただきたいと思います。訂正をお願いします。

部会長

1点だけ意見を言わせていただくと、この6番目の避難地域の再生で、政府・県・市町村が一括といいますか、ひとまとまりにしていますけれども、これは主体によって意見は違うのではないかという気がするのですが。やはり、それはまとめて聞いたほうがよろしいですか。

復興・総合計画課長

多分これは、言い出すとそれぞれの項目でいっぱい質問が出てくるので、1つの方向性で1つというふうにしているのでこうなっていますけれども、いろいろ意見があるとすれば、ここは県だけにするしかないかなと思うのですけれども、県だけで聞くか、行政がという意味で聞くか、その辺どちらかかと思います。ただ、今回の原子力災害については、除染なども1つ例に出すと、直轄地域は国がやりますし、それ以外の地域でやるところは市町村がやりますし、県有施設は県がやりますとなっているので、一緒に行政がというふうにしてもいいのかと、例えば除染関係でいうとそういう仕組みになっているので、こういうのもありかなと思ってこうしているのですけれども、いろいろあってなかなか難しいのではないかということであれば、県はやっているのかというふうにするのも一つかなと思っております。

部会長

5日までということですが、何かこの場でご意見がある方はいらっしゃいますか。これも持ち帰っていただいてよろしいでしょうか。 ありがとうございます。

それでは最後に「(3)のその他」ということですけれども、事務局で何かありますでしょうか。

復興・総合計画課長

それでは、次回の日程の調整をお願いしたいと思います。

まず、先ほど言いました資料に対する意見は6月5日ということで、今日いらっしゃった委員のほか、審議会のメンバーの方にも照会する関係もありまして、6月5日にさせていただきたいと思いますのでお願いいたします。

次回は、6月14日もしくは15日、このどちらかで、どちらも午前中なのですけれども、そこで調整をさせていただいておりますので、まだはっきりそのどちらかに決められないのですけれども、よろしくお願いをいたします。一番人数が集まるのがそこしかないということで、10時から12時というところしかないのです。一番数が集まれるところがそこしかないものですから、大変申し訳ございません。よろしくお願いいたします。

部会長

まだ集約中ということですね、14日または15日で。

ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご確認等はありますでしょうか。 なければ、予定した議題はすべてこれで終了ということです。時間がオーバーし ましたけれども、議事の進行にご協力いただきありがとうございました。

< 4 閉 会>

司 会

以上をもちまして第2回総合計画見直し検討部会を終了いたします。

本日は誠にありがとうございました。	
(以	上)